

(目的)

第1条 この規則は、平成19年の学校教育法改正に伴う学校関係者評価の実施・公表の努力義務化に伴い、その実施運用に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、学校評価とは、学校教育法第42条及び学校教育法施行規則第66条に規定する自己評価並びに同法43条及び同法施行規則第67条に規定する学校関係者評価をいう。(自己評価委員会の設置)

第3条 自己評価を適切かつ円滑に行うための組織として学内に自己評価委員会(以下「委員会」という)を置く。

(委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、自己評価の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 自己評価の基本方針及び実施体制並びに実施方法の制定・改廃に関すること
- (2) 自己評価の評価基準項目に関すること
- (3) 自己評価報告書の作成に関すること
- (4) 自己評価結果に基づく改善策の提案に関すること
- (5) その他自己評価の実施について必要な事項に関すること

(委員の構成)

第5条 委員会は学校長並びに学校長が指名する学内委員により構成する。

委員の任期は1年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

委員は再任することができる。

(自己評価の実施)

第6条 自己評価を実施する時期は、原則として3月とする。ただし、10月に中間評価を実施して進捗状況を点検しなければならない。

自己評価は、学校長の指揮のもと、第4条で定める基本方針、実施体制に基づく責任と役割を教則員それぞれが十分認識し、誠実に取り組まねばならない。

(委員会運営)

第7条 委員会に委員長を置く。

委員長には学校長が就任する。

委員会は、会務を総理し、委員会を代表する。

委員長に事故あるときは、又は、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

委員会は委員長が招集する。

委員会は必要と認める場合に委員以外の者に出席を求めることができる。

(自己評価の活用)

第8条 教職員は、自己評価を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(自己評価結果の報告)

第9条 学校長は、自己評価結果を理事会に報告しなければならない。

(学校関係者評価)

第10条 学校長は自己評価の結果を本校の関係者により組織した学校関係者評価委員会(以下、「関係者委

員会」という。)に報告し、意見を聴き、その意見を尊重し、教育活動及び、学校運営に活用しなければならない。

(関係者委員会の構成)

第11条 関係者委員会は、次の掲げる区分から学校長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 関連業界等関係者
- (2) 教育に関し知見を有する者
- (3) 後援会関係者
- (4) 卒業生
- (5) その他校長が認める者

委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(関係者委員会の運営)

第12条 関係者委員会に委員長を置く。

関係者委員会は学校長が招集し、委員長がその運営にあたる

学校長が認める場合は、関係者委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

関係者委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

関係者委員会は、自己評価の結果を受けて年度始めの5月までに開催しなければならない。その後必要に応じて委員長が会を招集することができる。

(報酬及び費用弁償)

第13条 関係者委員会委員の報酬及び費用弁償については、本校が定める基準により支払う。

(学校関係者評価の評価結果)

第14条 委員長は、関係者委員会による評価結果をまとめ、議事録並びに報告書を作成しなければならない。議事録については委員の中から署名人を2名選出する。

(学校関係者評価結果の活用)

第15条 教職員は、学校関係者評価の結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努めなければならない。

(学校関係者評価結果の報告)

第16条 学校長は、学校関係者評価結果を理事会に報告しなければならない。

(学校関係者評価結果の公表)

第17条 学校長は、学校関係者評価結果について、理事長の承認を受け、公表しなければならない。

(学校関係者評価における守秘義務)

第18条 学校関係者評価に関わる委員又は教職員(以下「評価者」という。)は、評価活動を通じて収集した情報を学校関係者評価以外の目的に使用してはならない。

評価者は、評価を通して閲覧に供した資料及び訪問調査その他の評価活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動の終了後も継続するものとする。

前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。

- (1) 公表を前提として本校が作成した刊行物その他の資料
  - (2) 当該年度の学校関係者評価果が本校から公表された後における当該年度の学校関係者評価に従事したすべての評価者の職氏名
- (その他)

第19条 本規則に定めるもののほか本校の学校評価に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。